

# 令和7年度(6年分)市県民税 申告相談日程表

○申告日程 令和7年2月10日(月)から3月17日(月)まで  
 ○受付時間 【午前】8:30~11:00  
 【午後】1:00~ 3:00

★37.5度以上の方、体調の悪い方は来場しないでください

- ※ 各地域局(会場)では、相談日に地区指定をしていますので、各地域局申告日程表をよくご確認のうえ会場にお越しください。
- ※ 混み合う場合には、午前中に受付した場合でも、午後になる場合がありますのでご了承ください。
- ※ 申告期間中は、申告会場以外での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

地域局 会場 月 日		横手地域局	山内地域局	増田地域局	十文字地域局	平鹿地域局	雄物川地域局	大森地域局	大雄地域局
		条里南庁舎 講堂	山内庁舎 2階ホール	増田庁舎 3階講堂	十文字庁舎 保健指導室	平鹿庁舎 会議室	雄物川庁舎 会議室	大森庁舎 2階会議室	大雄庁舎 2階会議室
2/8	土								
9	日								
10	月	○		○		○	○		
11	火								
12	水	○			○	○	○		
13	木	○			○	○	○		
14	金	○			○			○	○
15	土				○	○	○		○
16	日								
17	月	○			○	○		○	
18	火	○		○		○		○	
19	水	○			○	○			○
20	木	○			○	○			○
21	金	○			○	○			○
22	土								
23	日								
24	月								
25	火	○		○			○	○	
26	水	○			○		○	○	
27	木	○			○	○	○		
28	金	○			○	○	○		
3/1	土								
2	日								
3	月	○				○	○	○	
4	火	○		○		○	○		
5	水	○		○		○	○		
6	木	○			○	○			○
7	金	○			○	○			○
8	土								
9	日		○	○			○	○	
10	月	○		○		○		○	
11	火	○	○	○		○			
12	水	○	○		○		○		
13	木	○	○		○		○		
14	金	○	○	○	○	○	○		○
15	土								
16	日								
17	月	○	○	○	○	○	○	○	○

●事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方は、あらかじめ年間の収入と経費を計算してからお越しください。

●「医療費控除の明細書」を事前に作成していない方は、医療費控除の申告はできません。

●次の①から⑦の申告は、横手税務署へ直接申告してください。

- ①初年度の住宅借入金等特別控除の申告(令和6年中に入居された方)
- ②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
- ③土地・建物・株式の売却・取用等の分離譲渡所得の確定申告
- ④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)  
※準確定申告については、原則として亡くなった日の翌日から4か月以内に申告する必要があります。
- ⑤青色申告者の確定申告
- ⑥損失申告の方
- ⑦免税牛に関する確定申告

詳しくは、横手市役所税務課市民税係(Tel.32-2510)もしくは各地域局市民サービス課市民生活係までお問い合わせください。